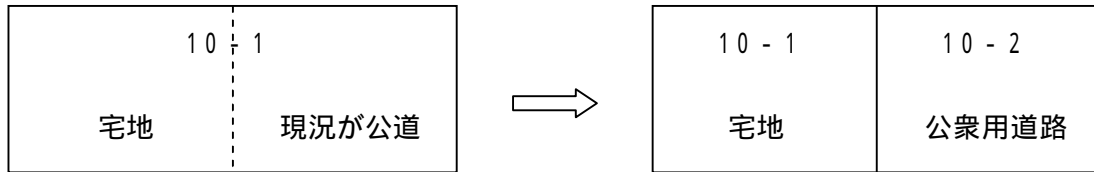


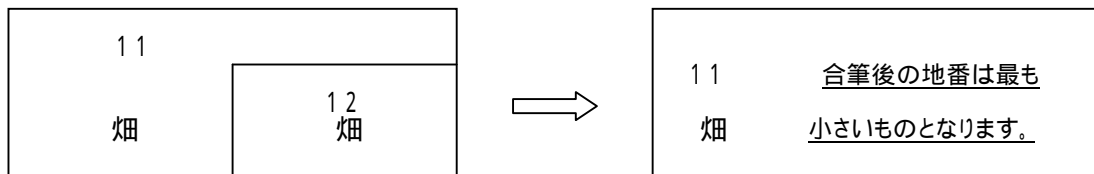
地籍調査でできること・できないこと

できること・・・○

分筆 ... 土地の一部を分割して、二筆以上の土地とすること。



合筆 ... 隣接する数筆の土地を合わせて一筆の土地とすること。

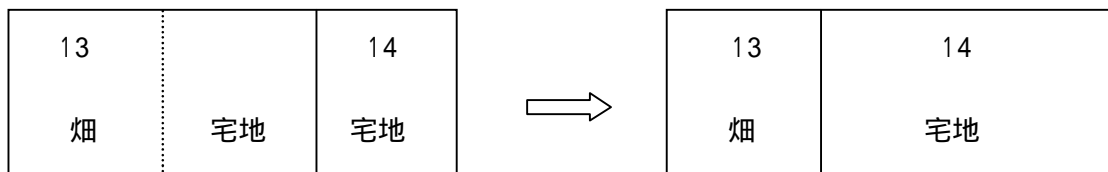


但し、ア・字が同じであり、土地所有者が同じであること。

イ・現況地目が同じであること。

ウ・抵当権、地上権など所有権以外の権利設定がないもの。(抵当権は例外あり)
に限定されます。

一部合併 ... 土地の一部を隣接した土地の一部に含めること。



地目変更 ... 登記の地目と現況の地目が異なる場合、調査により変更します。

但し、農地の地目変更については農業委員会と協議になります。

地番変更 ... 枝番がイ・ロ・ハ...となっている場合は数字に変更します。

できないこと・・・×

名義変更 (相続や売買等土地の所有権を変えることは出来ません。)

所有権以外の権利 (抵当権・地上権等) の設定や解除